

お知らせ information

暮らし

国民年金の加入方法

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。基本的に日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人は、国民年金に加入する義務があります。

加入者は、職業などによって次の3つのグループに分かれていて、それぞれ加入手続きが異なります。

①第1号被保険者

20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、学生、フリーターなどです。加入手続き

は、自分で役場の年金担当窓口（各支所でも受け付けます）で行います。

②第2号被保険者

会社員や公務員など厚生年金保険の加入者です。加入手続きは勤務先が行います。

③第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている、年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者です。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

会社を退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要となりますので、早めに手続きをお願いします。

■問合せ

室蘭年金事務所お客様相談室
(☎0143-24-5061)
住民税務課住民・戸籍年金係
(☎74-3002)

「中退共」の案内

「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受け

られ、外部積立型で管理も簡単です。詳しくは中退共ホームページをご確認ください。

■問合せ

中小企業退職金共済事業本部
(☎03-6907-1234)

洞爺地区公園のトイレ解体

洞爺地区の小公園および中央公園に設置しているトイレは、老朽化が著しいため本年度より閉鎖していましたが、とうや水の施設設内のトイレ改修により、近隣で代替施設が確保できたため、年度内の解体が決まったことをお知らせします。なお、浮見堂公園のトイレはこれまで通り利用可能です。

■問合せ

地域振興課(☎82-5111)

消費税の中間申告と納付

個人事業者で令和7年分の確定消費税額（地方消費税額は除く）が48万円を超える事業者は消費税と地方消費税の中間申告と納付が必要です。

【中間申告の方法と納付】

次の2つの方法のいずれかとなります。

1・前年実績による中間申告

令和7年分の確定消費税額に応じて、算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」または「納付書」を税務署から送付します。必要事項を記入し、税務署（郵送の場合は札幌国税局業務センター函館分室）に中間申告書を提出するとともに、消費税と地方消費税を納付してください。次の納付期限までに納税してください。

▼中間申告と納付の回数が年1回の事業者の申告と納付期限

（令和7年分確定消費税額48万円超400万円以下）
・8月31日（月）

※振替納税利用の場合の振替日は9月29日（火）

▼中間申告と納付の回数が年3回の方の申告と納付期限

（令和7年分確定消費税額400万円超4800万円以下）
・国税庁ホームページを参照

2・仮決算に基づく中間申告

とやこに 広告 を掲載しませんか

町では、地域経済の活性化を図るため、広報とやこに広告を掲載する民間の企業や自営業者を募集しています。

締切は発行月の前月5日までです。掲載料や手続きについてはお問い合わせください。

■問合せ 企画財政課広報統計係 (☎74-3004)

あなたの悩みに
コタエを出します

面談
電話
相談予約
ダイヤル

完全無料
0143-47-8373
平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

ハロー弁護士相談 / 月~金曜日10:00~16:00(祝日・年末年始は除く)
電話で相談 ☎011-281-8686 1回15分
相談無料

※掲載の時間や相談方法等は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 むろん法律相談センター

仮決算を基に計算した消費税額と地方消費税額により中間申告・納付ができます。

■問合せ 室蘭税務署

(0143-22-4151)

行政



一定以上の土地取引には届出が必要です

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など一定面積以上の土地取引に関する契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

▼届出の対象となる面積（洞爺湖町の場合）

・都市計画区域内 5千㎡以上
・都市計画区域外 1万㎡以上

▼届出者

土地の権利取得者（買主など）

▼届出期限 契約締結日から2週間以内※提出期限を過ぎた場合でも届出書の提出にご協力ください。

▼提出書類 各1部

・土地売買等届出書

・土地売買等契約書の写し

・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

・土地およびその付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面

・土地の形状を明らかにした図面

・委任状（代理人が届出する場合）

※メール提出の場合

kensetu@town.toyako.lg.jp

▼罰則

届出をしないと法律で罰せられることがあります。

■届出・問合せ

建設課管理・土木・都市計画係（☎74-3007）※提出

様式や制度の詳細は町公式ホームページをご覧ください

低濃度PCB廃棄物の処分

低濃度PCB廃棄物の処分

低濃度PCB廃棄物の処分

低濃度PCB廃棄物の処分

低濃度PCB廃棄物の処分

低濃度PCB廃棄物の処分

低濃度PCB廃棄物の処分

低濃度PCB廃棄物の処分

低濃度PCB廃棄物の処分

低濃度PCB廃棄物の処分

低濃度PCB廃棄物の処分

低濃度PCB廃棄物の処分

低濃度PCB廃棄物の処分

低濃度PCB廃棄物の処分

低濃度PCB廃棄物の処分

低濃度PCB廃棄物の処分

低濃度PCB廃棄物の処分



口腔がん検診を受診しましょう！

口腔がんは、目に見えるところにある数少ないがんのうちの1つで早期発見が可能です。初期の場合、比較的簡単な治療で済み、後遺症もほぼ残りません。

しかし、進行すると「食べる」「飲む」「話す」「呼吸する」といった、私たちが生きていくために必要な機能に影響を及ぼすこともあります。

年に1度の口腔がん検診は、普段気にかけることが少ない口の健康状態を知る機会にもなりますので、この機会にぜひお申込みください。

- 1 日 時** 10月3日（土）14時～16時30分
（14時から10分間隔で受付。時間指定は不可。検診時間は10分程度）
- 2 場 所** 健康福祉センターさわやか
- 3 対 象** 20歳以上の住民
- 4 定 員** 28名（申込みが多い場合は抽選）
- 5 料 金** 1,000円
- 6 検診内容** 日本口腔外科学会専門医による問診、口腔内の視診・触診
- 7 実施団体** 室蘭歯科医師会
- 8 共 催** 日本口腔外科学会北日本支部
- 9 申込方法** 8月28日（金）までに健康福祉課へ要予約。申込者には9月初旬～中旬に郵送で抽選結果を通知。

10 問合せ・申込先

健康福祉課（☎76-4006 / FAX76-1877）

メール ken_center@town.toyako.lg.jp

※メール、ファックスの場合は口腔がん検診希望を明記し、住所、氏名、生年月日、連絡先を記入

▼ファックス送信用記入欄

口腔がん検診の受診を希望します。

氏 名	
生年月日	
住 所	
電話番号	



▲予約フォーム



お知らせ

には、PCBが含まれている可能性があります。銘板（製造年など）を確認し、該当機器がないかチェックしてください。

見つかった場合は連絡の上、期限内に適正処分をお願いします。また、処分については助成金が交付されます（要・事前申請）。

■問合せ 胆振総合振興局環境生活課（☎0143-2419576）

・助成について
低濃度PCB助成金コールセンター（☎0120-427-442）

西いぶりエコファクトリーの排ガス（煙突）測定結果

ダイオキシン類測定結果は「ダイオキシン類特別対策置法」による排出基準値0.1ナグラを下回っています。

▼測定日 ①1号煙突 4月30日 ②2号煙突 5月1日

▼測定結果
①1号煙突0.00064ナグラ
②2号煙突0.005ナグラ

■問合せ 西いぶり広域連合

（0143-59-0705）

募集

北海道排水設備工事責任技術者試験

町では、排水設備指定工事店の資格要件に排水設備工事責任技術者試験を導入し、全道統一試験を行います。すでに登録している人は受験の必要はありません。

▼日時
10月14日（水）～10月19日（月）
13時30分～15時30分

▼場所 苫小牧市ほか

▼受験料 7千円

▼受付期間
8月17日（月）～8月26日（水）
8時45分～17時30分
※12時～13時と土日は除く

■問合せ 上下水道課下水道係（☎74-3008）

第2回警察官採用試験

▼受験資格年齢 平成3年4月2日から平成21年4月1日まで
に生まれた人

▼学歴



気象台からのお知らせ



「8月26日は火山防災の日」

胆振地方には、樽前山・倶多楽・有珠山という3つの火山があります。火山は温泉や壮大な景観、豊かな大地など多くの恵みを与えてくれる一方で噴火という危険な側面もあります。

例えば2014年（平成26年）9月27日に発生した御嶽山の噴火は、大きな噴石が火口から約1kmの範囲に飛散し、山頂付近にいた登山者ら58名が死亡、行方不明者5名と戦後最悪の火山災害となりました。また、2000年（平成12年）に発生した有珠山の噴火は人的被害こそなかったものの建物や道路に大きな被害をもたらしました。

温泉や登山をより楽しむためには、火山の魅力や恩恵のほか、その危険性を正しく理解して、火山災害に備えていただく必要があります。令和5年、国は国民の間に広く火山への関心と理解を深めてもらうために、日本で最初の火山観測所が浅間山に設置された8月26日を「火山防災の日」に制定しました。火山防災の日には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされています。



気象庁ホームページでは、「火山防災の日」特設サイトや「火山登山者向けの情報提供ページ」を開設しています。「火山防災の日」特設サイトでは、火山噴火のメカニズムや噴火で起きる災害、気象庁の発表する火山防災情報の解説など火山について学ぶコンテンツを多数用意していますので、火山の理解や火山災害への備えに役立ててもらえればと思います。

「火山登山者向けの情報提供ページ」では、最新の火山防災情報などを火山ごとに確認できます。火山の周辺に出かける際には、もしもに備えてご覧ください。

■問合せ 室蘭地方気象台（☎0143-22-3227）

▶「火山防災の日」特設サイト

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/kazanbosai/index.html>



▶「火山登山者向けの情報提供ページ」

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/activity_info/index.html





第6回 「古紙回収を利用しよう！」

家庭から排出される新聞紙や雑誌、カタログ類、段ボールなどは、住んでいる地域の自治会などで定期的に集団回収を行っていますので、ごみとして捨てずに

回収リサイクルへの協力をお願いします。また、町では回収した量に応じて自治会などに1キログラムあたり2.5円の助成金を交付しています。



・A区分 大学を卒業した者（令和9年3月末日までに卒業見込み含む）
・B区分 A区分以外の者
▼受付期間 8月14日（金）
■問合わせ 伊達警察署
（☎0142-22-0110）
自衛官募集

▼募集種目 ①第2回一般曹候補生②第2回2等陸・海・空士（任期制自衛官）③第2回予備自衛官補（一般・技能）
▼試験期間 ①9月16日（水）27日（日）②9月7日（月）（木）
▼受付期限 ①9月1日（火）②9月7日（月）③9月10日（木）
18歳以上で国家免許資格などを有する者（資格により年齢上限は53歳未満～55歳未満）
■問合わせ 自衛隊札幌地方協力本部室蘭地域事務所（☎0143-44-9533）

30日（水）③9月12日（土）10月4日（日）
ミニミニブーケ作り
プレゼントなどに使えるミニブーケ作りの教室を開きます。小さめのペンチ、ハサミの持参をおすすめします。
▼日時 8月22日（土）10時～11時30分
▼会場 蛇田ふれ合いセンター
▼会費 300円（先着20人）
■申込み・問合わせ 洞爺湖町文化団体協議会・伊藤（☎090-9526-2846 / ファックス76-3849）
能力開発セミナー
▼科目 OA事務科パワーポイント基礎
▼募集期間 8月20日（木）～9月17日（木）
▼場所 室蘭高等技術専門学院
▼受講期間

防災とうやこ

No.61 北海道シェイクアウト訓練に参加しよう

北海道では例年、「災害時には自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本を理解し、防災意識の向上につなげることを目的に、全道で一斉に行う一般参加型の地震から身を守る防災訓練「北海道シェイクアウト訓練」を実施しています。これを機に家族や企業団体などで参加し、地震の際の防災意識を高めましょう。

【訓練日時】

9月1日（火）10時（1分程度）
※前後2週間以内の実施も可

【訓練場所】

自宅や職場などどこでも参加できます

【訓練内容】

訓練実施時刻にその場で1分程度、下の図に示した安全確保行動を行ってください



【参加方法】

期日までに道のホームページ、QRコードから申し込みが必要です。参加費は不要です。

▶北海道シェイクアウト参加登録ページ

<https://www.harp.lg.jp/cFERiyul>

【その他】

詳細は北海道のホームページをご確認ください。

▶道ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/shakeout/toppage.html>

■問合わせ 自治防災室（☎74-3000）



心からおくやみ
申し上げます

故高野敏江さん
■5月9日■84歳■遺族は林里美さん■入1区
故鈴木トキ子さん
■5月29日■80歳■遺族は武晴さん■泉区
故長崎千代子さん
■6月15日■93歳■遺族は裕之さん■青1区
故佐藤了さん
■6月27日■89歳■遺族は次子さん■洞第1
故菊池キミさん
■7月3日■93歳■遺族は強二さん■泉区
故鎌田金作さん
■7月7日■77歳■遺族は洋子さん■青2区



6月21日から7月20日届出分

広報紙への掲載は申請手続きが必要です。

寄付



■問合せ 0143-50-6186
ひろらん地域若者
サポートステーション(☎)

▼日時 9月10日(木) 13時30分～15時30分
▼場所 ハローワーク伊達
▼対象 15歳～49歳のひとと家族
■問合せ 0143-50-6186
ひろらん地域若者
サポートステーション(☎)



絵団扇の夢二のをんな伏し目がち
佐藤美風

花いばら戦後の母の歩みかな
亀倉千鶴子

夕風の水面に映る雲ひとつ
川上智恵

黄菖蒲の咲くころ指輪交換す
長曾我部弓子

あぶた俳句会 7月定例会

わたしのうた



善意のご寄付ありがとうございます。
●社会福祉協議会
(寄付物品) 大友靖子さん、
山田晃さん(入1区)、内海
義雄さん、デイサービスさく
ら家、ヤスコ美容室

作成などの相談に応じます。
▼日時 ①8月15日(土)
②9月19日(土) 9時30分～
12時

相談

無料法律相談会



金銭、相続、夫婦間、交通
事故、消費者問題のトラブル
などの相談に応じます。

法律相談は事前予約制で
す。希望する人は2日前の17
時までに、予約フォームもし
くは役場住民税務課住民・戸
籍年金係(☎74-3002)
へ電話にて予約してください。
枠が埋まり次第締切ます。

▼日時 ①9月3日(木)
②9月17日(木) 13時30分～
15時

▼場所 ①洞爺総合セン
ター②洞爺湖町役場
▼担当 ①井口敦弁護士
(池田翔一法律事務所)②菊
地俊邦弁護士(北海道みらい
法律事務所)

▼予約フォームは
下記QRコード



「行政に関わるくらしの
無料相談会」開催

働きたい人のための出張
相談会

働きたい人を応援する無料
出張相談会を開催します。む
ろらん地域若者サポートス
テーションは働きたい人の就
労支援施設です。その他、就
職・就労相談も歓迎です。

▼日時 9月10日(木) 13
時30分～15時30分

▼場所 ハローワーク伊達

▼対象 15歳～49歳のひとと
家族

■問合せ 0143-50-6186
ひろらん地域若者
サポートステーション(☎)